

Title	ディルク・ブラジウス著 矢野久・矢野裕美訳 歴史のなかの犯罪： 日常からのドイツ社会史
Sub Title	
Author	室井, 俊通
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.3 (1990. 10) ,p.781(297)- 784(300)
JaLC DOI	10.14991/001.19901001-0297
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19901001-0297

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



ディルク・ブラジウス著

『歴史のなかの犯罪』

——日常からのドイツ社会史』

矢野久・矢野裕美訳（同文館）

19世紀後半に探偵小説というジャンルが成立し、現在なお数多くの作品が生産され、それらはまたテレビ・ドラマとして再生産されている。また朝昼のワイド・ショーや週刊誌では犯罪報道を欠かすことはできない。この現状にはそれなりの社会的意味があるはずである。犯罪の立証要件が自白の強制から間接証拠に移っていったときにはじめて探偵は出現した。時あたかも「根無し草のテーゼ」、急激な都市化と工業化が大都市の住民を農村的な環境から切り離し、社会的な絆を失わせていった、そこに様々な社会病理の原因があるという周知のテーゼが唱えられたのであった。初期の名探偵の類型であるベーカー街の探偵は靴底についた泥などの化学的分析を犯人捜査の基本とし、見事に世紀転換期の科学実証主義の礼賛を反映している。しかしながら、このジャンルがうむことなく好まれる理由は、読者公衆が犯罪日常からいかに遠ざかっているかということも示しているのである。架空の小説のなかで語られる犯罪の恐怖、道徳的退廃のおぞましい結果を、読者は隔離された安全な日常のなかで体験するのである。社会史の役割が、このような近代社会の現実はまだ社会的に規律化され、「囚われ」の社会であることを告発することであるとすれば、「歴史犯罪学」ほどそれにふさわしい学問の分野はあるまい。

歴史犯罪学の社会史研究に関してイギリス・アメリカ合衆国・フランスの「後塵を拝してきた」西ドイツ史学会において、ディルク・ブ

ラジウス (Dirk Blasius) は1976年に刊行された『ブルジョワ社会と犯罪性』(Bürgerliche Gesellschaft und Kriminalität. Zur Sozialgeschichte Preußens im Vormärz, Göttingen 1979)によってこの分野におけるパイオニア的存在となった。ブラジウスはここで刑法規範の設定とその貫徹の分析を通じて、農業エリート層とブルジョワ層からなるプロイセンの社会的指導層の支配への関心、権力配置、意識の在り方を問題にしたのであった。本書『歴史のなかの犯罪——日常からのドイツ社会史』(Kriminalität und Alltag. Zur Konfliktgeschichte des Alltagsleben im 19. Jahrhundert, Göttingen 1978)は、フランスにおけるフーコーや『アナール』派の研究、それにイギリス社会史の研究に触発されつつ、またそれらの研究においてもなお欠落していた問題、「犯罪者、犯罪者の日常、そして日常に結びつく規範に違反する態度」という「前人未踏の地」へアプローチするものである。歴史犯罪学の各国の研究動向、ブラジウスの両著作の紹介とその間の著者の視点の移動に関しては、すでに訳者の一人矢野久氏が本学会誌において詳細に論じられているので(「歴史犯罪学」の成果と展望(上),(下)第82巻第2,3号1989年)、評者の関心のおよぶ範囲で内容を検討してみたい。

主としてイギリスの若手の歴史家達が「ドイツ特有の道」論争を挑んだ頃から、西ドイツのビーレフェルト大学を中心とする「批判的」社会史のグループ(本書では「社会構造史」派と訳されている)に対しては「日常生活史」の歴史家達からも批判が寄せられるようになった。日常史は民衆(時として下層民とも言われる)の生活の様態や観念世界・心性をそれぞれの環境(ミリュー)やミクロコスモス(完結した世界という意味で全体史である)との関係性のなかで把握しようとするものである。「批判的」社会史のアプローチが支配エリート層の操縦がどのように大衆まで到達したかを問う政治的社会史、「上からの」社会史であるのに対して、日常史は「下からの」社会史である。「下からの」社会史

はしかし、決して政治を排除するものではなく、政治をエリートの政治に限定せずにもしる政治の概念を拡大して解釈する。ブラジウスの犯罪の歴史も、「<国家的暴力形態>の存在とその行動半径」だけでなく、「訴えられた者の観点から<反対行動>の諸形態」を叙述するという意味で、「下からの」社会史の試みである。とはいえ、ブラジウスがプロイセン的發展のモデル的性格に言及し、プロイセンの「前近代性」とそれに由来する抑圧的性格を確認するために犯罪史の社会史的な分析が行われるのを見るとき、いささか当惑の念を覚えるのは評者だけではない。前著『ブルジョワ社会と犯罪性』が「批判的」社会史派の中心的な発表機関である<Kritische Studien zur Geschichtswissenschaft>のシリーズに収められたことであらためて気づかされるゆえんである。

『歴史のなかの犯罪』は、三月前期から1860年代までのプロイセン法務省の未公開資料を用いて、社会史における数量史の取り扱いかたに見事な冴えを見せ、19世紀における犯罪性を量的観点と質的観点との結合において捉える。(第3章「不法行為と犯罪者」1「近代化過程と犯罪の近代化」)

ブラジウスはまず、ライ麦価格の変動と窃盗の頻度指数との間に強い相関関係があったことを証明する。19世紀前半(1836—50年)における相関係数は $r = +0.94$ 、それに対して19世紀後半において $r = +0.90$ である。つまり、前工業社会から工業社会への転換期においても、工業化と都市化の達成局面においても、窃盗率と物価動向は19世紀を通じて密接な関係にあるのである。このような数量的結論は次のような質的判断の根拠とされる。窃盗という所有権侵犯の背後には無産者の困窮という事実があり、窃盗は工業社会におけるブルジョワ的所有の承認を意味するのではなく、「ブルジョワ的な所有観念から社会秩序を求める闘い」であった。次に、窃盗と傷害の趨勢線の分析が行われる。

1836年から1850年の間、両犯罪は増加傾向にあり、趨勢線は平行関係にある。他方、1852年から1865年にかけては窃盗の趨勢線は急降下し、傷害の方は急上昇している。ここからブラジウスは工業化と都市化に関係する犯罪は窃盗ではなく、傷害であると結論づける。「窃盗は物質的生活基盤に密接に連結しているが、都市と工業が広範な住民層に与えた経済的機会を、窃盗率が低下傾向にあることで識別できる。(……)

「傷害」は近代社会の途上で容易に感情を害することと、心理的な脆さをあらわしている。暴力にいたるきっかけは、ふるわれた暴力、つまり近代的生産過程と労働過程に内在する抑圧構造にある。」家族関係と隣人関係、居酒屋のつきあい、男女関係と日常的な交際関係において攻撃性が育まれるのである。しかし、ブラジウスによって選択された19世紀の第3四半期を工業化と都市化とを達成した時期と見るか、それともまだその途上とみなすかによって「犯罪のパラダイム」の近代的転換に対する判断も変わってこよう。三月前期を本領とするブラジウスからすれば、19世紀後半は近代社会の範疇に組みこまれるし、世紀転換期以後の高度工業化社会を基準にとれば同じ時期の社会を十分に伝統的な諸関係を孕んだ前近代社会と捉えることもあるだろう。

ブラジウスは日常的犯罪性の分析を通して集合的な生活現実に接近する。19世紀前半における「民衆的な違法行為」の「新しい広がり」、犯罪を犯す民衆を「粗野で不道徳で法を無視する階級」とみなす犯罪の「政治化」(フーコー)が主題となる。「民衆的違法行為」の概念に含まれるのは軽微な窃盗、森林盗伐、税法違反、これらに関係する当局の介入に対する<反抗>、日常的な生活状況から生じる傷害や放火などの<軽度の犯罪性>である。(これらについては第3章第2節以下で詳述される。)

一連の軽度の犯罪性の原因に生活困窮があったことには疑う余地がない。ブラジウスはプロイセンのある地方一裁判所管轄区(ハイリゲン

シュタット)を例に軽微な窃盗の動機構造に注目する。1835年この管轄区では73件の訴訟が起こされたが、そのうちの66件はジャガイモ、メキャベツ、ニンジン、エンドウ、クローバ等の軽微な作物窃盗に関するものであった。下男アンドリアス・ロツェの妻であり、4人の子供の母であるマルガレッタは、自分と子供の「食するパンもなく、自分たちの生活の糧であるヤギに飼料を与えるために、夫が仕える領主の土地から籠いばいのクローバを盗んだ」と記録されている。こうした単純明快な動機の陳述、「自分に欠けているものに対して権利を持っていると思いきみ、それほどの策略も用いずに自分のものにする」という「違反行為の公共性」に、ブラジウスは「窃盗権」の主張すら感じとられるとする。窃盗は、まさに貧困な民衆の日常的現実には属していたのである。

ここに見られる民衆をとりまく観念世界は、お上は食糧、暖房用木材が適切な価格で提供されることに心を砕くべきだ、という「よきポリツァイ」の観念であった。お上がこの期待を実現しないとき、民衆は自力救済の権利に訴えたのである。イギリスの歴史家達はこの事態を資本主義経済に対抗する「モラル・エコノミー」の問題として捉えている。その関連で犯罪性は「社会的抗議の特殊な変形」と判読される。19世紀における犯罪の大量発生は民衆の日常生活での労苦とともにその希望をも語っているものであり、違反行為は貧困の産物であるだけではなく、「貧乏人の勇気の結果でもあることを証明」しているのである。ブラジウスの議論を貫いているものは「抗議する日常」、資本主義経済と市場志向の法規範に対して「攻勢にある日常」というモチーフである。近代ブルジョワ社会の成立史において、「日常は前資本主義的伝統に根をはっていたため、資本主義発展に対する歴史的攻勢の役割を演じることになった。歴史的過程のこの段階を想起することは、日常生活と日常行動の埋もれた可能性、まさに今日もなお存在する日常生活の富の供給源を想起すること

である。すなわち、この供給源は、社会的に不当な要求に対してたちむかう社会的勇氣という領域に存在する。」ブラジウスは日常性の理解に関してはアンリ・ルフェーブルに、伝統世界の実践と結びついた犯罪性ということについてはブルデューの「ハビトゥス」の概念に依拠している。(第1章「歴史的観点からみた日常の犯罪性と犯罪的日常」1「社会科学上の議論における日常」および第4章「攻勢にある日常」)

木材は19世紀においても暖房用その他の主要なエネルギー源であり、建築材料としても重要であった。19世紀初頭の改革立法以来、隷農制の廃止と農民の諸負担からの解放の補償として、領主は村の共同所有権のもとにあった森林、牧草地等を獲得した。ついには森林盗伐で農民の木材収集は禁止され、必要な木材は購入しなければならなくなった。かくて軽微な窃盗、なかでも森林盗伐は19世紀前半のドイツプロイセンでもっともポピュラーな日常的犯罪となった。プロイセンの官僚達の報告によれば、森林盗伐で問題になったのは生活必需品を確保することの困難さだけではなく、人々の間には、「人間の勤勉さによって生みだされた財産と、人間が何ら関与することなく自然が生みだした財産」とは本質的に区別される、という伝統的な見解が広まっていた。したがって、共同体に所属していた森林は領主によって不当に奪いさられたのであるから、森林盗伐は違法行為ではないと考えられた。それどころか森林盗伐は「古き、よき権利」の回復とみなされたのであった。ここでもまた「モラル・エコノミー」という民衆の伝統的信念に直面するのである。

(第3章「不法行為と犯罪者」参照)

18世紀の後半から三月前期になるとドイツの様々な地域の観察者が、民衆の間に広まりつつあるダンス熱、飲酒癖、読書熱、男女関係の変化(私生児と婚前交渉の増加)を指摘するようになる。この「アンチームな生活の構造変化」(E・ショーター)に官僚や知識階級に属する人々は民衆の道徳的退廃を見、社会的統制の弛緩

の原因をここに求めた。これに対して、伝統的な性風俗の中に生き、上層階級にみあう楽しみを求め、**<娯楽権>**を主張する下層民衆の態度様式を、ブラジウスは犯罪性への志向とともに社会的な権利剝奪に対する抵抗と考える。享楽において、「日常は最も攻撃的な前線の一つ」として現れるのである。教会と学校は社会規範を民衆に教えこむことを期待され、日常を「閉じ込める」ために出現した。フーコーの『監獄の誕生』と『狂気の歴史』以来、学校・病院・工場・軍隊を日常の管理機関として捉え、近代世界を「閉じ込め」の世界として告発する思考にわれわれは馴らされてきた。しかしブラジウスによれば、民衆の間における信仰の消滅の傾向は押しとどめがたく、他方では学校教育の普及は民衆にかえって社会的な不平等を省察させるきっかけとなった。19世紀前半において、教会と学校による規律化の試みは、フーコーの議論に反して、ことごとく失敗したのである。すると、法・秩序・勤勉・謙遜といった象徴的なコードの教育による内面化には19世紀後半にいたってはじめて成功したのだろうか。そのことについてはブラジウスは何も語っていない。

(第4章「攻勢にある日常」)

以上概観したように、歴史的犯罪の社会史的研究は数量史、民衆の日常史、社会的抗議の歴史等からの複眼的なアプローチを要求し、またそのようなアプローチを可能にしている。国家と教会による社会的な規律化と民衆の抵抗の歴史的なプロセスは、しかしながら、ブラジウスが提示したものよりもっと長いスパンで考えることもできる。ペーター・ブリックレは、身分

団体の制度的な強度化がすすんだ1300年から1500年までの中世後期から初期近代の時期に、平民が国家形成の重要な要因となっていたというテーゼを提出した。(ドイツの「臣民」はかつて「臣民」ではなかった。)ところが、1550年から1800年までの間に身分団体は次第に機能を喪失し、臣民は政治的に「禁治産化」された。この観点は、かつて絶対主義の時代を社会的規律化の時代として捉え、国家と社会と国民の関係のなかに絶対主義の指導理念を見ようとしたゲハルト・ユーストライヒの視点とも符合する。宗教改革と反宗教改革後の過程で国家と教会ははじめて民衆世界に浸透する。魔女・祭り・シャルヴェリ等に示された日常世界の抵抗はアナル派の歴史家やピーター・バーク等の社会史家達が繰り返し取り上げてきたテーマである。したがって、ブラジウスが限定的に主題化したように、抑圧のメカニズムに対する生活世界の抵抗は三月前期に発見される犯罪性のみ見出されるわけではないのである。同様の問題点については19世紀70年代以後の犯罪性と日常世界との関連についてのブラジウスのテーゼにも指摘できるであろう。しかしこのような批判めいた評者の言辞も、歴史家は自分の対象とする時代と地域を偏愛し、過大評価しがちであるという弊をブラジウスも免れることができなかったことを指摘したにすぎないのかもしれない。

なお、本訳書には原著では一切省かれている多数の図版が挿入され、贅沢な版組や訳注とともに書物作りの誠実さを感じさせる。

室井俊通

(相模女子大学非常勤講師)